2　前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、世界自然遺産専門官、生態系保全専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、用地保全専門官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官については福島地方環境事務所を除き、自然再生企画官については、北海道地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、動物愛護専門官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、生態系保全専門官については関東地方環境事務所に限り、外客受入施設専門官については、北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については、北海道地方環境事務所及び東北地方環境事務所に限り、用地保全専門官については、九州地方環境事務所に限る。）。

（資源循環課の所掌事務）

第九条　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五　（略）

十六　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。

十七～三十六　（略）

（環境対策課の所掌事務）

第十条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十七　（略）

十八　第八号から前号までに掲げるもののほか、公害の防止に関する事務及び事業に関すること。

十九～二十四　（略）

2　（略）

（世界自然遺産調整専門官の職務）

第二十八条　世界自然遺産調整専門官は、世界自然遺産の保護、保存及び整備に関する特定事項の調整に関する専門の行政事務を行う。

2　前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、世界自然遺産専門官、生態系保全専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、首席自然保護官、自然保護官及び自然保護官については福島地方環境事務所を除き、国立公園調整官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官及び国立公園管理官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中国四国地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、動物愛護専門官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、生態系保全専門官については関東地方環境事務所に限る。）。

（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務）

第九条　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五　（略）

十六　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。

十七～三十六　（略）

（環境対策課の所掌事務）

第十条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十七　（略）

十八　第七号から前号までに掲げるもののほか、公害の防止に関する事務及び事業に関すること。

十九～二十四　（略）

2　（略）

（新設）